平成３０年（フ）第１０号
鹿児島県薩摩川内市五代町1786番地４
債務者　田中美枝子
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮路　真行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成３０年（フ）第７号
山口県宇部市新町４番27号　昴ハイツ101号、従前の住所山口県宇部市大字妻崎開作249番地９
債務者　平本　正人
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第４０７号
茨城県ひたちなか市大字馬渡2866番地44
債務者　根本　道冬（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　　繁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第２８号
北海道旭川市10条通23丁目３番地の３
債務者　藤田　真治
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　元弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２９号
北海道旭川市10条通23丁目３番地の３
債務者　藤田　聡恵
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　元弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７３３号
埼玉県川越市大字大袋386番地
債務者　横山　　均
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後２時35分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西本　昌弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２４号
北海道帯広市自由が丘６丁目１番地２、住民票上の住所北海道帯広市西20条南４丁目18番３号
債務者　佐久間泰裕
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉本　和宜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第２３号
長崎県長崎市松山町６番４－205号
債務者　金光　哲郎
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２５２号
愛知県豊橋市向山台町４番地の７
債務者　加藤健太郎
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第９号
埼玉県狭山市広瀬１丁目34番８号
債務者　吉田　　克
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　剛毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第４１号
東京都渋谷区広尾５丁目19番17号　レジディア広尾Ⅱ　802
債務者　梶本　周嗣
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月14日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７６号
千葉県柏市宿連寺224番地１　ルヴニール201号、前住所埼玉県川越市中台１丁目９番地１（810号室）
債務者　筒井　健之
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小寺　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月27日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第１１号
宮城県大崎市鳴子温泉字湯元84番地
債務者　遊佐絵里子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
広島県呉市宮原９丁目７番１号
債務者　首藤　万波（旧姓米原）
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
広島地方裁判所呉支部

平成３０年（フ）第２号
山形県最上郡金山町大字飛森513番地
債務者　近岡　さち
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第１３３号
千葉県木更津市港南台３丁目21番地３　クレストヒルズＢ102
債務者　岩田　　慧
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部